

公益社団法人あおもり農林業支援センター条件付き一般競争入札事務取扱要綱一部改正新旧対照表

区分	改正後	改正前
(改正日)	平成28年6月10日(最終改正)	平成27年3月18日(最終改正)
(申請書の提出) 第8条 2 (9)	<ul style="list-style-type: none"> 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条2項の監理技術者を工事現場ごとに置くことができる者であること。なお、請負工事設計額が4億円以上の建設工事の場合は、専任で置くことができる者とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 手持ちの建設工事の状況に照らし、入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項の主任技術者及び同条2項の監理技術者を工事現場ごとに専任で置くことができる者であること。
(入札の執行) 第13条	入札の参加者が、入札参加資格が有る旨の・・・	入札の参加者が入札参加資格が有る旨の・・・
(附則)	<ul style="list-style-type: none"> この要綱は平成25年12月2日から施行する。 この要綱は平成26年4月1日から施行する。 この要綱は平成27年4月1日から施行する。 <p style="text-align: center;">附則</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 この要綱は平成28年7月1日から施行する 2 改正後の公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要綱は、平成28年7月1日以後に入札公告を行う建設工事請負契約について適応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 この要綱は平成25年12月2日から施行する。 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
別紙 その1(地域限定型(単体I・II)の場合)2(11)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第26条に規定する主任技術者又は同監理技術者を設置することができること。ただし、・・・有する者に限る。なお、請負工事設計額が4億円以上の建設工事の場合は、専任で設置することができること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、・・・有する者に限る。
別紙 その2(一般型(単体)の場合)2(11)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第26条に規定する主任技術者又は同監理技術者を設置することができること。ただし、・・・有する者に限る。なお、請負工事設計額が4億円以上の建設工事の場合は、専任で設置することができること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、・・・有する者に限る。